商品説明書

(平成25年3月18日現在)

| | (平成25年3月18日現在) |
|-----------------|---|
| 1. 商品名 | ・期日指定定期預金 |
| 2. 期 間 | ・この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。 |
| | ・お預入れ日の1年後の応当日から3年までの間の任意の日を、満期日に指 定することができます。満期日の指定がないときは、最長預入期限(3年) が満期日となります。 |
| | ・自動継続の取扱により、最長預入期限(3年)毎の期間で満期日を順延する ことができます。 |
| 3. ご利用可能な方 | ・個人のお客さまに限ります |
| 4. お預入れ方法 | ・この預金については、すでに新規および追加のお預入れを中止しました。 なお、自動継続は引続き取り扱っています。 |
| 5. 払戻方法 | ・当行の国内本支店窓口(原則として、その定期預金をお預け入れいただい ている取引店に限ります。)で、満期日以後に元金と利息を払戻します。 |
| | ・事前に自動解約とその解約代金の入金口座の指定をいただくことで、 満期日に元金と利息を指定の口座に自動的に入金する取扱も可能です。 なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合には、 その解約代金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。 |
| | ・お預入れ明細1件の元金の一部の金額(1万円以上)について、満期日を 指定して払戻すこと(以下、「一部解約」といいます。)ができます。 |
| 6. 利 息 (1) 適用金利 | ・お預入れ時(または自動継続時)に定めた利率のうち、次の実際に預けられた期間に応じた利率を適用します。(固定金利) ① 1年以上2年未満 ② 2年以上3年以内 |
| | ・自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの預 金の利率を適用します。 |
| | ・満期日前の解約時には、後記11の利率を適用します。 |
| | ・満期日(自動継続する場合を除きます。)を過ぎてから解約するときは、 満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用 します。 |
| (2)利息支払 | ・一部解約をする場合は、解約する元金部分についてお預入れ日からその解約日の前日までの日数に応じ、上記(1)に定められた利率によって計算し、一部解約する元金とともに支払います。 |
| | ・なお、満期日まで預けられた、一部解約後の残額(元金)の利息については、満期日(入金口座の解約等により満期日以後になることもあります。)にお預入れ時(自動継続されている場合は、継続時)に定められた利率により計算して支払います。 |
| | |

| こ 刊 自(のづま) | |
|--------------------------|--|
| 6. 利 息(つづき) (3)計算方法 | ・付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、1年複利の 方法で計算します。 (「1年複利の方法」とは、お預入れ日から1年毎に利息計算を行い、この 利息を仮に元金に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算 していく方法のことをいいます。) |
| (4)課 税 | ・分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))となります。 (※)復興特別所得税が付加されております。 |
| | ・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。 |
| 7. 手数料 | |
| 8. 付加できる特約事項・総合口座取引 | ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期として組入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(当座貸越といいます。)を利用することができます。 なお、貸越利率は、担保とする期日指定定期預金に2年以上預けた場合の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 |
| 9. 預金保険の適用 | ・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。 |
| 10. 元本欠損リスク と要因 | |
| 11. 権利行使上の制限・ 中途解約の制限 | ・やむをえず満期日前に解約する場合には、実際のお預入れ期間の長さに 対応して、次の通り中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算し た利息とともに払戻します。 |
| | A 6カ月未満 解約日における普通預金利率 B 6カ月以上1年未満 2年以上利率×40% |
| | ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回る ときは、その普通預金の利率によって計算します。 |
| | ・据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合は、その最終日の翌営業日 から払戻しできるようになります。 |
| 12. 想定されるリスク | |
| 13. 当行の契約する 指定紛争解決機関 | ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、 銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と 契約を締結しております。 |
| | 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772 |
| 14. その他の説明事項 | ・金利については、窓口までお問い合わせください。 |
| | ・この預金については、すでに新規および追加のお預入れを中止しました。 ただし、《いずみ》、財形預金の積立による期日指定定期預金のお預入れ については、引続き取り扱っています。 |
| | |